

京都市告示第 47 号

平成 23 年 6 月 13 日付け京都市告示第 158 号（道路法に基づく道路の供用廃止等）の一部を次のように改めます。

平成 24 年 4 月 19 日

京都市長 門川 大作

表中

「

山科大宅緯16号線	山科区四ノ宮神田町33番地の3地先から 同区竹鼻扇町6番地の4地先まで	〃
-----------	--	---

」

を

「

山科竹鼻緯16号線	山科区四ノ宮神田町33番地の3地先から 同区竹鼻扇町6番地の4地先まで	〃
-----------	--	---

」

に改めます。

（建設局土木管理部道路明示課）